

指定小規模多機能型居宅介護事業　社会福祉法人　福知山シルバー 土ニコニコハウス　にっこり村利用契約書

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人福知山シルバー（以下「事業者」という。）は、契約者が社会福祉法人福知山シルバー土ニコニコハウス　にっこり村（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される小規模多機能型居宅介護について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 事業者は、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、契約者に対し、第2条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 契約者は、第15条に定める契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（介護保険給付対象サービス）

- 事業者は、介護保険給付対象サービスとして事業所のサービス拠点において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下「通いサービス」といいます。）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下「訪問サービス」といいます。）及び事業所のサービス拠点に宿泊するサービス（以下「宿泊サービス」といいます。）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。
- 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金等の重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 事業所の管理者（以下「管理者」といいます。）は、事業所の計画作成担当者（以下「計画作成担当者」といいます）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 計画作成担当者は、契約者の心身や状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 事業所は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について契約者およびその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 事業所は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、また契約者若しくはその家族等の要望に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 事業所は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。
- 2 第2条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は食材料費やおむつ代、宿泊にかかる費用等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 契約者は、サービス利用料金を、事業者が指定する方法により支払うものとします。

第5条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。
- 2 前条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することができます。

第6条（利用日の中止・変更）

- 1 契約者は、利用期日前において、小規模多機能型居宅介護の利用を中止、変更若しくは新たなサービスの利用を追加することも出来ます。この場合には、原則として契約者は出来るだけ早く事業者に申し出るよう努めるものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供すると伴に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第8条（施設、設備の使用上の注意）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携及び契約者から聴取・確認したうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 小規模多機能型居宅介護の提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 6 事業所は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 7 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、小規模多機能型居宅介護を提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者の緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等に関する情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

第11条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じができるものとします。
- 2 事業者は前項における損害賠償責任を速やかに行うものとします。

第12条（事業者の責に帰すべからざる事由）

本契約の有効期間中に契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこ

れを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

第13条（天災等不可抗力）

1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、その後、事業者は解約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、契約者は事業者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払い義務を負うものとします。

第14条（契約期間・更新・終了、契約終了に伴う援助）

1 本契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に6か月間同じ条件で更新される物とし、以後も同様とします。

2 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一 契約者が死亡した場合

二 事業者が解散した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

三 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合

四 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合

五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

3 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第15条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一 第5条第3項、第8条第3項により本契約を解約する場合

二 契約者が入院した場合

2 契約者は、前項の事由が無くとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の2日前までに事業者に通知するものとします。

第16条（事業者の債務不履行を事由とする契約解除）

1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

五 事業者が破産した場合

第 17 条（事業者からの契約解除）

1 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二 契約者による、第4条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが12か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 18 条（精算）

第5条第3項、第8条第3項及び第14条第2項第二号から第四号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第8条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第 19 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 20 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者名

社会福祉法人福知山シルバー 土ニコニコハウスにっこり村

福知山市指定事業者番号 2692600170 号

住 所 京都府福知山市字土小字山ノ下 60 番地

代表者 山添 広之

契約者

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

(本人との続柄)